消 防 特 第 195 号
令 和 8 年 11 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長 } 殿
非常備町村消防防災主管部局長

消防庁特殊災害室長
（ 公 印 省 略 ）

経済産業省産業保安・安全グループ
高圧ガス保安室長

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について（通知）

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和８年政令第 350 号）及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（令和８年総務省・経済産業省告示第４号）が本日公布され、令和８年 11 月 14 日に石油コンビナート等特別防災区域の変更が行われます。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域の変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされますようお願いいたします。

政令第三百五十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和七年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

別表第二号イを次のように改める。

イ　北海道勇払郡厚真町の区域のうち次の区域

⑴　字共和の区域のうち主務大臣の定める区域

⑵　字浜厚真の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第十五号を次のように改める。

十五　削除

別表第二十五号⑵中「区域　中央区日の出三丁目、竜が島一丁目、竜が島二丁目及び沼垂東二丁目から沼垂東六丁目までの区域」を「区域」に改め、「並びに中央区山木戸」を削り、同表第四十四号を次のように改める。

四十四　削除

別表第六十八号⑴中「大字一ノ洲、大字家島字一本木、字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川、字東松浦、字内中州、字東中洲及び字飛島」を「大字一の洲」に改め、「字新田、字江ノ道及び」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正す

る。

別表第三第三地区の項中「別表第十五号から第十七号まで」を「別表第十六号及び第十七号」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十四号、第四十九号」を「別表第四十九号」に改める。

理　由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、広野地区及び赤穂地区についてその指定を解除するとともに、苫小牧地区について区域の拡張を行う等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令　新旧対照条文　目次

○　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）……1
○　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）……3

○　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
1・2　（略） 3　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和八年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。 別表 一　（略） 二　苫小牧地区 イ　北海道勇払郡厚真町の区域のうち次の区域 (1)　字共和の区域のうち主務大臣の定める区域 (2)　字浜厚真の区域のうち主務大臣の定める区域 ロ　（略） 三～十四　（略） 十五　削除 十六～二十四　（略） 二十五　新潟西港地区 新潟県新潟市の区域のうち次の区域 (1)　（略） (2)　東区平和町、東臨港町、臨海町、臨港町三丁目、浜町、神明町、古湊町、秋葉通三丁目、末広町、上王瀬	1・2　（略） 3　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和七年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。 別表 一　（略） 二　苫小牧地区 イ　北海道勇払郡厚真町字共和の区域のうち主務大臣の定める区域 ロ　北海道苫小牧市の区域のうち次の区域 (1)　字静川及び字弁天の区域のうち主務大臣の定める区域 (2)　晴海町及び真砂町の区域　字沼ノ端及び字勇払の区域のうち主務大臣の定める区域 三～十四　（略） 十五　広野地区 福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼、字東原及び字東町の区域のうち主務大臣の定める区域 十六～二十四　（略） 二十五　新潟西港地区 新潟県新潟市の区域のうち次の区域 (1)　北区太夫浜及び松浜町字小麦畑の区域のうち主務大臣の定める区域 (2)　東区平和町、東臨港町、臨海町、臨港町三丁目、浜町、神明町、古湊町、秋葉通三丁目、末広町、上王瀬

町、鴎島町、榎、榎町、大山一丁目、松島一丁目から松島三丁目まで、東新町及び王瀬新町の区域

東区船江町一丁目、小金台、物見山二丁目、宝町、浜谷町一丁目、浜谷町二丁目、空港西一丁目、河渡字牛海道及び字浜谷内、秋葉通二丁目、臨港町二丁目、桃山町二丁目、下木戸、下木戸一丁目、山木戸、山木戸七丁目並びに山木戸八丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

二十六～四十三　（略）

四十四　削除

四十五～六十七　（略）

六十八　大分地区

大分県大分市の区域のうち次の区域

(1)　大字日吉原、大字青崎、大字一の洲、大字小中島

字中島、大字三佐字浜新地及び字仲洲、大字鶴崎字西浜、字塩田、字田ノ上、字向島、字家形、字前田、字平素麺、字池田、字長畑、字八反畑、字芳原、字前川及び字新堀並びに大字中ノ洲の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)　（略）

六十九～七十四　（略）

町、鴎島町、榎、榎町、大山一丁目、松島一丁目から松島三丁目まで、東新町及び王瀬新町の区域　中央区日の出三丁目、竜が島一丁目、竜が島二丁目及び沼垂東二丁目から沼垂東六丁目までの区域　東区船江町一丁目、小金台、物見山二丁目、宝町、浜谷町一丁目、浜谷町二丁目、空港西一丁目、河渡字牛海道及び字浜谷内、秋葉通二丁目、臨港町二丁目、桃山町二丁目、下木戸、下木戸一丁目、山木戸、山木戸七丁目並びに山木戸八丁目並びに中央区山木戸の区域のうち主務大臣の定める区域

二十六～四十三　（略）

四十四　赤穂地区

兵庫県赤穂市加里屋字東沖手、字江戸及び字沖手の区域のうち主務大臣の定める区域　これらの区域と海岸線との間の区域

四十五～六十七　（略）

六十八　大分地区

大分県大分市の区域のうち次の区域

(1)　大字日吉原、大字青崎、大字一ノ洲、大字家島字一本木、字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川、字東松浦、字内中洲、字東中洲及び字飛島、大字小中島字新田、字江ノ道及び字中島、大字三佐字浜新地及び字仲洲、大字鶴崎字西浜、字塩田、字田ノ上、字向島、字家形、字前田、字平素麺、字池田、字長畑、字八反畑、字芳原、字前川及び字新堀並びに大字中ノ洲の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)　萩原都市下水路北岸、大分川派川裏川右岸及び海岸線で囲まれた区域

六十九～七十四　（略）

※　改正前欄の第二地区の項については、石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令による改正後のもの。

○　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）　（傍線の部分は改正部分）

改正後

別表第三（第二十二条関係）

区分	区域
第一地区	（略）
第二地区	（略）
第三地区	区域令別表第十六号及び第十七号に掲げる地区の区域
第四地区	（略）
第五地区	（略）
第六地区	（略）
第七地区	（略）

改正前

別表第三（第二十二条関係）

区分	区域
第一地区	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第四号及び第六号に掲げる地区の区域
第二地区	区域令別表第七号、第十二号及び第十三号に掲げる地区の区域
第三地区	区域令別表第十五号から第十七号までに掲げる地区の区域
第四地区	削除
第五地区	区域令別表第二十二号及び第二十三号に掲げる地区の区域
第六地区	区域令別表第二十四号、第二十九号及び第三十三号に掲げる地区の区域
第七地区	区域令別表第三十六号及び第三十七号に掲げる地

第八地区	（略）
第九地区	区域令別表第四十九号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域
第十地区	（略）
第十一地区	（略）
第十二地区	（略）

第八地区	区域令別表第三十九号、第四十七号及び第四十八号に掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十四号、第四十九号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十一号から第五十五号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域
第十二地区	区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域

○総務省経済産業省告示第四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年自治省通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百五十号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十三日

総務大臣　藤井比早之

経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　苫小牧地区	二　苫小牧地区
イ　北海道勇払郡厚真町のうち次の区域	イ　北海道勇払郡厚真町字共和のうち苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地、北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地及び八百四十二番地五から八百四十二番地十一までの区域
⑴　字共和のうち苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地、北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地及び八百四十二番五から八百四十二番十一までの区域	［新設］
⑵　字浜厚真のうち五番九、五番十、八番二、六百十一番一から六百十二番まで、六百十五番、六百十五番二、六百十九番一及び六百二十一番までの区域	
ロ　北海道苫小牧市の次の区域	ロ　北海道苫小牧市の次の区域
⑴　字静川及び字弁天のうち苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地及び北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域並びに字弁天のうち一番一、一番三から一番五まで、一番八、一番二十七、一番三十、五百十一番一、五百十一番二、五百十五番、五百十七番及び五百二十三番三の区域	⑴　字静川及び字弁天のうち苫東石油備蓄株式会社苫小牧事業所敷地及び北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所敷地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域
［⑵　略］	［⑵　同上］
三　石狩地区	三　石狩地区
北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで及び三千七百四十三番一から三千七百四十三番十八までの区域	北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番八から三千七百四十三番十三及び三千七百四十三番十五から三千七百四十三番十七までの区域
［四～十四　略］	［四～十四　同上］
十五　削除	十五　広野地区
	福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼二十三番から二十六番まで、二十八番の一、二十九番、三十番の一、三十六番の一、三十七番から四十三番の一まで、四十三番の十一から四十三番の三十二まで、四十三番の三十六から四十三番の五十九まで、四十三番の六十一から四十三番の六十五まで、四十三番の六十九から四十三番の八十五まで、四十三番の八十七から四十三番の九十一まで、四十三番の九十四から四十三番の百四まで、四十三番の百七、四十三番の百十九から四十三番の百四十九まで、四十四番の四十、五十八番、九十五番から九十七番まで及び百二番、宇東原一番の三から一番の九まで、五十一番から五十五番まで、七十三番の二十一から七十三番の四十三まで、七十三番の五十二から七十三番の五十五まで及び七十三番の五十七並びに字東町百七十番の三の区域

［十六　略］

十七　鹿島臨海地区

［イ　略］

ロ　茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十四番地四、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地十まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十三まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［十八　略］

十九　京葉臨海中部地区

［イ　略］

ロ　千葉県市原市の次の区域

［⑴　略］

⑵　五井南海岸十九番並びに千種海岸八番一から八番五まで、八番九から八番十一まで及び二十一番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［ハ　略］

［十六　同上］

十七　鹿島臨海地区

［イ　同上］

ロ　茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地十まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十三まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［十八　同上］

十九　京葉臨海中部地区

［イ　同上］

ロ　千葉県市原市の次の区域

［⑴　同上］

⑵　五井南海岸十九番、三十七番一から四十七番一まで及び四十七番三から四十七番五まで並びに千種海岸七番一から七番十二まで、八番一から八番十一まで及び二十一番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［ハ　同上］

［二十～二十四　略］

二十五　新潟西港地区

新潟県新潟市の次の区域

［(1)　略］

(2)　東区船江町一丁目十九番地、四十八番地の四、五十番地、五十一番地、五十二番地の四、五十三番地、五十六番地、五十七番地、五十七番地の二、五十八番地、五十九番地、五十九番地の二、六十番地、六十一番地、七十番地から七十二番地まで、八十六番地、八十八番地、八十九番地、九十番地の二、九十一番地から九十四番地の一まで、九十五番地の八、九十六番地、九十六番地の四、九十六番地の十、九十六番地の十四、九十七番地、九十七番地の五、九十八番地の二、九十八番地の四、九十九番地の一、百番地、百番地の一、百一番地から百二番地の一まで、百二番地の七、百三番地、百四番地、百四番地の一から百四番地の二十九まで、百五番地の二、百六番地、百六番地の六、百七番地、百七番地の八、百八番地の一から百八番地の十八まで、百九番地、百九番地の一から百九番地の十三まで及び百十番地の四、小金台一番地の四、一番地の五、一番地の七、一番地の十から一番地の十四まで、一番地の十六、一番地の十七、一番地の十九から一番地の二十二まで、一番地の二十六から一番地の六十七まで、一番地の百四から一番地の百四十七まで、一番地の百四十九から一番地の百五十四まで、一番地の百六十一から一番地の百七十二まで、一番地の百七十四から一番地の百七十八まで、一番地の百八十から一番地の百九十六まで、一番地の百九十九から一番地の二百一まで、一番地の二百三から一番地の二百十まで、一番地の二百十三、一番地の二百十五から一番地の二百十八まで、一番地の三百九十一、一番地の三百九十五から一番地の三百九十七まで、一番地の三百九十九、一番地の四百、一番地の四百三、一番地の四百四、一番地の四百十一、一番地の四百十二、一番地の四百十六から一番地の四百十八まで、一番地の四百二十から一番地の四百二十五まで、一番地の四百二十九、一番地の四百三十、一番地の四百四十九、一番地の四百五十二、一番地の四百五十六、一番地の四百五十八から一番地の四百六十五まで、一番地の四百六十七、一番地の四百七十五、一番地の四百七十六、一番地の四百九十一、一番地の四百九十二、一番地の四百九十七から一番地の五百三まで、一番地の五百十、一番地の五百十一、一番地の五百十九から一番地の五百二十三まで、一番地の五百二十八から一番地の五百三十一まで、一番地の五百六十五及び一番地の五百六十六並びにこれらの区域に介在する道路の区域、物見山二丁目一番地から七番地まで、八番地一、八番地四から八番地十二まで、八番地十四、八番地十五、八番地十八から八番地三十三まで、十一番地七、十一番地八、十二番地一、十二番地十九から十二番地二十二まで、十八番地、十九番地から二十二番地まで、三十一番地から三十四番地まで、三十五番地一、三十五番地二、三十六番地一、三十

［二十～二十四　同上］

二十五　新潟西港地区

新潟県新潟市の次の区域

［(1)　同上］

(2)　東区船江町一丁目十九番地、四十八番地の四、五十番地、五十一番地、五十二番地の四、五十三番地、五十六番地、五十七番地、五十七番地の二、五十八番地、五十九番地、五十九番地の二、六十番地、六十一番地、七十番地から七十二番地まで、八十六番地、八十八番地、八十九番地、九十番地の二、九十一番地から九十四番地の一まで、九十五番地の八、九十六番地、九十六番地の四、九十六番地の十、九十六番地の十四、九十七番地、九十七番地の五、九十八番地の二、九十八番地の四、九十九番地の一、百番地、百番地の一、百一番地から百二番地の一まで、百二番地の七、百三番地、百四番地、百四番地の一から百四番地の二十九まで、百五番地の二、百六番地、百六番地の六、百七番地、百七番地の八、百八番地の一から百八番地の十八まで、百九番地、百九番地の一から百九番地の十三まで及び百十番地の四、小金台一番地の四、一番地の五、一番地の七、一番地の十から一番地の十四まで、一番地の十六、一番地の十七、一番地の十九から一番地の二十二まで、一番地の二十六から一番地の六十七まで、一番地の百四から一番地の百四十七まで、一番地の百四十九から一番地の百五十四まで、一番地の百六十一から一番地の百七十二まで、一番地の百七十四から一番地の百七十八まで、一番地の百八十から一番地の百九十六まで、一番地の百九十九から一番地の二百一まで、一番地の二百三から一番地の二百十まで、一番地の二百十三、一番地の二百十五から一番地の二百十八まで、一番地の三百九十一、一番地の三百九十五から一番地の三百九十七まで、一番地の三百九十九、一番地の四百、一番地の四百三、一番地の四百四、一番地の四百十一、一番地の四百十二、一番地の四百十六から一番地の四百十八まで、一番地の四百二十から一番地の四百二十五まで、一番地の四百二十九、一番地の四百三十、一番地の四百四十九、一番地の四百五十二、一番地の四百五十六、一番地の四百五十八から一番地の四百六十五まで、一番地の四百六十七、一番地の四百七十五、一番地の四百七十六、一番地の四百九十一、一番地の四百九十二、一番地の四百九十七から一番地の五百三まで、一番地の五百十、一番地の五百十一、一番地の五百十九から一番地の五百二十三まで、一番地の五百二十八から一番地の五百三十一まで、一番地の五百六十五及び一番地の五百六十六並びにこれらの区域に介在する道路の区域、物見山二丁目一番地から七番地まで、八番地一、八番地四から八番地十二まで、八番地十四、八番地十五、八番地十八から八番地三十三まで、十一番地七、十一番地八、十二番地一、十二番地十九から十二番地二十二まで、十八番地、十九番地から二十二番地まで、三十一番地から三十四番地まで、三十五番地一、三十五番地二、三十六番地一、三十

六番地二、八十一番地、八十二番地一、八十二番地二、八十三番地一から八十三番地六まで、八十四番地一、八十五番地一から八十五番地十まで、八十六番地一から八十六番地五まで、八十六番地九から八十六番地二十六まで、八十七番地一から八十七番地九まで、八十八番地一から八十八番地十まで、八十九番地一から八十九番地七まで、九十番地一から九十番地九まで、九十一番地一から九十一番地八まで、二百二十二番地三十二から二百二十二番地三十四まで、二百二十五番地二、二百二十五番地六、二百二十五番地八、二百二十五番地十から二百二十五番地十六まで、二百二十六番地一、三百一番地一から三百一番地四まで、三百二番地一から三百二番地九まで、三百三番地一から三百三番地九まで、三百五番地一から三百五番地四まで、三百二十六番地、三百二十七番地及び三百三十番地、宝町一番地の一から一番地の四十まで及び二番地から三十五番地まで、浜谷町一丁目甲二番地の酉十二、甲二番地の戌十二、甲二番地の七十一、甲二番地の七十二、甲二番地の三百六十五、甲二番地の三百七十二、甲二番地の三百七十三、甲二番地の四百二十から甲二番地の四百二十七まで、甲二番地の六百三十四、甲二番地の七百三十九から甲二番地の七百六十まで、甲二番地の七百六十四から甲二番地の七百七十まで、甲二番地の七百七十二、甲二番地の七百七十九から甲二番地の七百八十一まで、甲二番地の七百八十五、甲二番地の七百八十八から甲二番地の七百九十九まで、甲三番地の一から甲三番地の五まで、甲三番地の四十、甲三番地の四十三、甲三番地の百六、甲三番地の百七、甲三番地の百九から甲三番地の百十二まで、甲三番地の百十四から甲三番地の百十六まで、甲五十六番地の一、甲五十六番地の四から甲五十六番地の三十まで、甲五十六番地の三十二から甲五十六番地の三十四まで、甲五十六番地の三十六、甲五十六番地の三十七、甲五十七番地の一、甲五十七番地の二、甲五十七番地の七、甲五十七番地の九、甲五十七番地の十二から甲五十七番地の三十九まで、甲五十七番地の四十一から甲五十七番地の四十四まで、八十八番地の一から八十八番地の十三まで、八十九番地の一から八十九番地の八十九まで、九十番地の一から九十番地の八まで、九十二番地、九十三番地の一から九十三番地の二十一まで、九十四番地の一から九十四番地の三まで、九十五番地、九十五番地の一、九十五番地の二、九十五番地の四から九十五番地の十五まで、九十六番地、九十六番地の二、九十七番地、九十七番地の一から九十七番地の十まで、九十八番地、九十八番地の一から九十八番地の八まで、九十九番地、九十九番地の一から九十九番地の三まで、百番地、百番地の一から百番地の六まで、百一番地、百一番地の一、百一番地の二、百一番地の六から百一番地の十九まで、百二番地の一から百二番地の二十一まで、百三番地の一から百三番地の三まで、百四番地の一から百四番地の三十二まで、百四番地の三十四から百四番地の七十四まで、百五番地の一から百五番地の十一まで、百六番地、百七番地の一から百七番地の十五まで、百八番地の一から百八番地の二十四まで、百九番地の一から百九番地の二十四ま

六番地二、八十一番地、八十二番地一、八十二番地二、八十三番地一から八十三番地六まで、八十四番地一、八十五番地一から八十五番地十まで、八十六番地一から八十六番地五まで、八十六番地九から八十六番地二十六まで、八十七番地一から八十七番地九まで、八十八番地一から八十八番地十まで、八十九番地一から八十九番地七まで、九十番地一から九十番地九まで、九十一番地一から九十一番地八まで、二百二十二番地三十二から二百二十二番地三十四まで、二百二十五番地二、二百二十五番地六、二百二十五番地八、二百二十五番地十から二百二十五番地十六まで、二百二十六番地一、三百一番地一から三百一番地四まで、三百二番地一から三百二番地九まで、三百三番地一から三百三番地九まで、三百五番地一から三百五番地四まで、三百二十六番地、三百二十七番地及び三百三十番地、宝町一番地の一から一番地の四十まで及び二番地から三十五番地まで、浜谷町一丁目甲二番地の酉十二、甲二番地の戌十二、甲二番地の七十一、甲二番地の七十二、甲二番地の三百六十五、甲二番地の三百七十二、甲二番地の三百七十三、甲二番地の四百二十から甲二番地の四百二十七まで、甲二番地の六百三十四、甲二番地の七百三十九から甲二番地の七百六十まで、甲二番地の七百六十四から甲二番地の七百七十まで、甲二番地の七百七十二、甲二番地の七百七十九から甲二番地の七百八十一まで、甲二番地の七百八十五、甲二番地の七百八十八から甲二番地の七百九十九まで、甲三番地の一から甲三番地の五まで、甲三番地の四十、甲三番地の四十三、甲三番地の百六、甲三番地の百七、甲三番地の百九から甲三番地の百十二まで、甲三番地の百十四から甲三番地の百十六まで、甲五十六番地の一、甲五十六番地の四から甲五十六番地の三十まで、甲五十六番地の三十二から甲五十六番地の三十四まで、甲五十六番地の三十六、甲五十六番地の三十七、甲五十七番地の一、甲五十七番地の二、甲五十七番地の七、甲五十七番地の九、甲五十七番地の十二から甲五十七番地の三十九まで、甲五十七番地の四十一から甲五十七番地の四十四まで、八十八番地の一から八十八番地の十三まで、八十九番地の一から八十九番地の八十九まで、九十番地の一から九十番地の八まで、九十二番地、九十三番地の一から九十三番地の二十一まで、九十四番地の一から九十四番地の三まで、九十五番地、九十五番地の一、九十五番地の二、九十五番地の四から九十五番地の十五まで、九十六番地、九十六番地の二、九十七番地、九十七番地の一から九十七番地の十まで、九十八番地、九十八番地の一から九十八番地の八まで、九十九番地、九十九番地の一から九十九番地の三まで、百番地、百番地の一から百番地の六まで、百一番地、百一番地の一、百一番地の二、百一番地の六から百一番地の十九まで、百二番地の一から百二番地の二十一まで、百三番地の一から百三番地の三まで、百四番地の一から百四番地の三十二まで、百四番地の三十四から百四番地の七十四まで、百五番地の一から百五番地の十一まで、百六番地、百七番地の一から百七番地の十五まで、百八番地の一から百八番地の二十四まで、百九番地の一から百九番地の二十四ま

で、百十番地の二から百十番地の六まで、百十番地の九から百十番地の十四まで、二百六十一番地の一、二百六十二番地の二、二百六十三番地の一から二百六十三番地の九まで、二百六十四番地の一から二百六十四番地の十四まで、二百六十五番地の十六、二百六十六番地、二百六十八番地の一から二百六十八番地の二十一まで、二百六十九番地の一から二百六十九番地の二十二から二百六十九番地の三十一まで、二百七十番地の一から二百七十番地の十八まで、二百七十一番地の一から二百七十一番地の十七まで、二百七十二番地の一から二百七十二番地の七まで、二百七十三番地の一から二百七十三番地の三まで、二百七十四番地の一から二百七十四番地の八まで、二百七十五番地から二百八十五番地まで、二百八十六番地から二百九十五番地まで、二百九十六番地の一から二百九十六番地の十一まで、三百一番地の一から三百一番地の九まで及び三百二番地、浜谷町二丁目五十三番地から五十五番地まで、五十六番地の一、五十六番地の二、五十七番地の一、五十七番地の二、五十八番地から六十三番地まで、九十二番地の一から九十二番地の三まで、百八番地、百八番地の二、百十一番地、百十二番地の一、百十二番地の二、百十五番地から百十八番地まで、百二十一番地の二、百二十二番地、百四十二番地の一、百四十三番地、百五十一番地及び三百番地の一から三百番地の四まで、空港西一丁目百一番地の一から百一番地の九まで、百二番地の一から百二番地の二十まで、百三番地の一から百三番地の八まで、百三番地の十一から百三番地の十七まで、百四番地の一から百四番地の九まで、百四番地の十二から百四番地の二十一まで、百五番地の一から百五番地の二十八まで、百六番地の一から百六番地の二十四まで、百七番地の一から百七番地の十まで、百七番地の十三から百七番地の二十二まで、百八番地の一から百八番地の五まで及び百二十番地から百二十九番地まで、河渡字牛海道甲二番地の五百三十一から甲二番地の五百三十四まで並びに字浜谷内甲八百三十二番地の三、甲八百四十一番地の三、甲八百四十三番地の三、甲八百五十二番地の三、甲八百五十三番地の三、甲八百六十一番地の三、甲八百六十二番地の三、甲八百七十一番地の三、甲八百七十二番地の三、甲八百八十一番地の三、甲八百八十二番地の三、甲八百九十一番地の三、甲八百九十二番地の三、甲九百一番地の三、甲九百二番地の三、甲九百三番地の三、甲九百十二番地の三、甲九百十三番地の三、甲九百二十二番地の三、甲九百二十三番地の三、甲九百三十番地の三、甲九百三十一番地の三、甲九百三十八番地の三、甲九百三十九番地の三、甲九百五十番地の三、甲九百五十一番地の三、甲九百六十番地の三、甲九百六十一番地の三、甲九百七十一番地の三、甲九百七十八番地の三、甲九百七十九番地の四及び甲九百七十九番地の六、秋葉通二丁目百六番地の八十三、百八番地、百八番地の一から百八番地の三十まで、三千七百二十二番地の一から三千七百二十二

で、百十番地の二から百十番地の六まで、百十番地の九から百十番地の十四まで、二百六十一番地の一、二百六十二番地の二、二百六十三番地の一から二百六十三番地の九まで、二百六十四番地の一から二百六十四番地の十四まで、二百六十五番地の十六、二百六十六番地、二百六十八番地の一から二百六十八番地の二十一まで、二百六十九番地の一から二百六十九番地の二十二から二百六十九番地の三十一まで、二百七十番地の一から二百七十番地の十八まで、二百七十一番地の一から二百七十一番地の十七まで、二百七十二番地の一から二百七十二番地の七まで、二百七十三番地の一から二百七十三番地の三まで、二百七十四番地の一から二百七十四番地の八まで、二百七十五番地から二百八十五番地まで、二百八十六番地から二百九十五番地まで、二百九十六番地の一から二百九十六番地の十一まで、三百一番地の一から三百一番地の九まで及び三百二番地、浜谷町二丁目五十三番地から五十五番地まで、五十六番地の一、五十六番地の二、五十七番地の一、五十七番地の二、五十八番地から六十三番地まで、九十二番地の一から九十二番地の三まで、百八番地、百八番地の二、百十一番地、百十二番地の一、百十二番地の二、百十五番地から百十八番地まで、百二十一番地の二、百二十二番地、百四十二番地の一、百四十三番地、百五十一番地及び三百番地の一から三百番地の四まで、空港西一丁目百一番地の一から百一番地の九まで、百二番地の一から百二番地の二十まで、百三番地の一から百三番地の八まで、百三番地の十一から百三番地の十七まで、百四番地の一から百四番地の九まで、百四番地の十二から百四番地の二十一まで、百五番地の一から百五番地の二十八まで、百六番地の一から百六番地の二十四まで、百七番地の一から百七番地の十まで、百七番地の十三から百七番地の二十二まで、百八番地の一から百八番地の五まで及び百二十番地から百二十九番地まで、河渡字牛海道甲二番地の五百三十一から甲二番地の五百三十四まで並びに字浜谷内甲八百三十二番地の三、甲八百四十一番地の三、甲八百四十三番地の三、甲八百五十二番地の三、甲八百五十三番地の三、甲八百六十一番地の三、甲八百六十二番地の三、甲八百七十一番地の三、甲八百七十二番地の三、甲八百八十一番地の三、甲八百八十二番地の三、甲八百九十一番地の三、甲八百九十二番地の三、甲九百一番地の三、甲九百二番地の三、甲九百三番地の三、甲九百十二番地の三、甲九百十三番地の三、甲九百二十二番地の三、甲九百二十三番地の三、甲九百三十番地の三、甲九百三十一番地の三、甲九百三十八番地の三、甲九百三十九番地の三、甲九百五十番地の三、甲九百五十一番地の三、甲九百六十番地の三、甲九百六十一番地の三、甲九百七十一番地の三、甲九百七十八番地の三、甲九百七十九番地の四及び甲九百七十九番地の六、秋葉通二丁目百六番地の八十三、百八番地、百八番地の一から百八番地の三十まで、三千七百二十二

番地の三十二まで、三千七百二十二番地の百、三千七百二十二番地の百五十四、三千七百二十二番地の百六十二及び三千七百二十二番地の二百六から三千七百二十二番地の二百八まで、臨港町二丁目四千八百十三番地の四、四千九百十四番地の百二十八、四千九百十四番地の百七十一、四千九百十四番地の百七十二、四千九百十四番地の百八十一、四千九百十四番地の百八十五、四千九百十四番地の百九十、四千九百十四番地の百九十四、四千九百十四番地の二百六、四千九百十四番地の二百二十二、四千九百十四番地の二百三十三、四千九百十四番地の二百四十一、四千九百十四番地の二百四十六、四千九百十四番地の二百五十三、四千九百十四番地の二百六十五から四千九百十四番地の二百六十八まで、四千九百十四番地の二百八十四、四千九百十四番地の三百七十四及び四千九百十四番地の五百十五、桃山町二丁目百二十六番地、百二十七番地、百二十七番地の六から百二十七番地の九まで、百二十八番地、百二十九番地の一から百二十九番地の三まで、百三十番地から百三十二番地まで、百三十二番地の五、百五十番地の七から百五十番地の九まで、百五十四番地、百六十八番地、百七十七番地、百七十八番地、百八十番地の二、百八十一番地から百八十六番地まで、二百番地、二百四番地、二百三十四番地、二百三十五番地、二百三十五番地の一、二百三十五番地の四、二百三十五番地の六、二百三十七番地、二百三十七番地の一、二百三十七番地の二、二百三十八番地の一から二百三十八番地の十三まで、二百三十九番地の九から二百三十九番地の十三まで、二百四十番地、二百四十番地の十、二百四十一番地、二百四十一番地の五、二百七十番地の二及び二百七十番地の三、下木戸五百六十番地の一、五百六十番地の二、五百六十番地の五から五百六十番地の十一まで、五百六十番地の十三、六百番地の一、六百番地の三、六百番地の八、六百番地の九、六百五番地の二から六百五番地の六まで、六百八番地の十一、六百九番地、六百十番地の一、六百十番地の二、六百十一番地の一、六百十一番地の二、六百二十四番地の三、六百二十四番地の四及び二千三百番地の二から二千三百番地の六まで、下木戸一丁目三百七十九番地、三百八十番地の一、三百八十番地の二、三百八十一番地から三百八十六番地まで、三百八十七番地の一、三百八十七番地の二、三百八十八番地の一、三百八十八番地の二、三百八十九番地の一、三百八十九番地の二、三百九十番地、三百九十一番地、五百二十七番地の一から五百二十七番地の十四まで、五百三十二番地、五百三十七番地、五百四十一番地の一から五百四十一番地の三まで、五百四十一番地の五から五百四十一番地の九まで、五百四十二番地から五百四十七番地まで、五百四十九番地、五百五十二番地の二、五百五十二番地の三、五百五十三番地の一から五百五十三番地の四まで、五百五十四番地から五百五十六番地まで、五百六十一番地、五百六十二番地、五百六十三番地の一から五百六十三番地の三まで、五百七十八番地の二、五百八十六番地の一から五百八十六番地の六まで、五百八十七番地、五百八

番地の三十二まで、三千七百二十二番地の百、三千七百二十二番地の百五十四、三千七百二十二番地の百六十二及び三千七百二十二番地の二百六から三千七百二十二番地の二百八まで、臨港町二丁目四千八百十三番地の四、四千九百十四番地の百二十八、四千九百十四番地の百七十一、四千九百十四番地の百七十二、四千九百十四番地の百八十一、四千九百十四番地の百八十五、四千九百十四番地の百九十、四千九百十四番地の百九十四、四千九百十四番地の二百六、四千九百十四番地の二百二十二、四千九百十四番地の二百三十三、四千九百十四番地の二百四十一、四千九百十四番地の二百四十六、四千九百十四番地の二百五十三、四千九百十四番地の二百六十五から四千九百十四番地の二百六十八まで、四千九百十四番地の二百八十四、四千九百十四番地の三百七十四及び四千九百十四番地の五百十五、桃山町二丁目百二十六番地、百二十七番地、百二十七番地の六から百二十七番地の九まで、百二十八番地、百二十九番地の一から百二十九番地の三まで、百三十番地から百三十二番地まで、百三十二番地の五、百五十番地の七から百五十番地の九まで、百五十四番地、百六十八番地、百七十七番地、百七十八番地、百八十番地の二、百八十一番地から百八十六番地まで、二百番地、二百四番地、二百三十四番地、二百三十五番地、二百三十五番地の一、二百三十五番地の四、二百三十五番地の六、二百三十七番地、二百三十七番地の一、二百三十七番地の二、二百三十八番地の一から二百三十八番地の十三まで、二百三十九番地の九から二百三十九番地の十三まで、二百四十番地、二百四十番地の十、二百四十一番地、二百四十一番地の五、二百七十番地の二及び二百七十番地の三、下木戸五百六十番地の一、五百六十番地の二、五百六十番地の五から五百六十番地の十一まで、五百六十番地の十三、六百番地の一、六百番地の三、六百番地の八、六百番地の九、六百五番地の二から六百五番地の六まで、六百八番地の十一、六百九番地、六百十番地の一、六百十番地の二、六百十一番地の一、六百十一番地の二、六百二十四番地の三、六百二十四番地の四及び二千三百番地の二から二千三百番地の六まで、下木戸一丁目三百七十九番地、三百八十番地の一、三百八十番地の二、三百八十一番地から三百八十六番地まで、三百八十七番地の一、三百八十七番地の二、三百八十八番地の一、三百八十八番地の二、三百八十九番地の一、三百八十九番地の二、三百九十番地、三百九十一番地、五百二十七番地の一から五百二十七番地の十四まで、五百三十二番地、五百三十七番地、五百四十一番地の一から五百四十一番地の三まで、五百四十一番地の五から五百四十一番地の九まで、五百四十二番地から五百四十七番地まで、五百四十九番地、五百五十二番地の二、五百五十二番地の三、五百五十三番地の一から五百五十三番地の四まで、五百五十四番地から五百五十六番地まで、五百六十一番地、五百六十二番地、五百六十三番地の一から五百六十三番地の三まで、五百七十八番地の二、五百八十六番地の一から五百八十六番地の六まで、五百八十七番地、五百八

十八番地、六百番地の四から六百番地の六まで、六百番地の十から六百番地の十二まで及び六百二十四番地の五から六百二十四番地の八まで、山木戸七百二十三番地の四、七百二十四番地の二、七百三十五番地の四、七百四十三番地の三、八百二番地の三、八百二番地の七、千百四十六番地の二、千百五十一番地の四、千百九十二番地の二、千百九十八番地の三、千百九十九番地の一、千百九十九番地の三、千百九十九番地の六から千百九十九番地の八まで、千二百八十九番地の三、千三百二十三番地の一、千三百二十三番地の五、千三百二十三番地の六、千三百九十二番地の三、千四百番地、千四百番地の四、千四百番地の五、千四百一番地、千四百一番地の一、千四百二番地の一、千四百二番地の二、千四百三番地、千四百二十六番地の二、千四百二十六番地の三、千四百四十九番地の二、千四百五十九番地の一、千四百五十九番地の三、千五百番地の一、千五百番地の四、千五百番地の五、千五百番地の七、千五百番地の八、千五百番地の十、千五百番地の十四、千五百八十五番地の四及び千五百八十五番地の五、山木戸七丁目五百七十八番地の三、六百番地の二、六百番地の七、千百九十五番地の一、千百九十五番地の三、千百九十六番地、千百九十七番地の一、千二百一番地、千二百二番地の一、千二百二番地の二、千二百三番地から千二百五番地まで、千二百七番地の一、千二百八番地の一、千二百九番地の一、千二百十番地、千二百十一番地の一、千二百十一番地の二、千二百十三番地から千二百十八番地まで、千二百十八番地の一から千二百十八番地の十六まで、千二百十九番地、千二百二十番地、千二百二十一番地の一から千二百二十一番地の三まで、千二百二十二番地から千二百二十五番地まで、千二百二十六番地の一、千二百二十六番地の二、千二百二十七番地、千二百二十八番地、千二百二十九番地の一から千二百三十番地の四まで、千二百三十一番地の一から千二百三十一番地の六まで、千二百三十二番地、千二百三十三番地、千二百三十四番地の一、千二百三十五番地の一から千二百三十五番地の五まで、千二百三十六番地の一、千二百三十六番地の二、千二百三十七番地、千二百三十八番地の一、千二百三十八番地の二、千二百三十九番地、千二百四十番地の一、千二百四十番地の二、千二百四十一番地、千二百四十一番地の一から千二百四十一番地の十まで、千二百四十二番地から千二百五十二番地まで、千二百五十三番地の一、千二百五十三番地の二、千四百十二番地の一から千四百十二番地の三まで、千四百十二番地の六から千四百十二番地の八まで、千四百十三番地、千四百十四番地、千四百八十二番地の一から千四百八十二番地の三まで、千四百八十三番地の一から千四百八十三番地の三まで、千四百八十四番地の一から千四百八十四番地の三まで、千四百八十五番地の一から千四百八十五番地の三まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百八十九番地の一から千四百九十番地

十八番地、六百番地の四から六百番地の六まで、六百番地の十から六百番地の十二まで及び六百二十四番地の五から六百二十四番地の八まで、山木戸七百二十三番地の四、七百二十四番地の二、七百三十五番地の四、七百四十三番地の三、八百二番地の三、八百二番地の七、千百四十六番地の二、千百五十一番地の四、千百九十二番地の二、千百九十八番地の三、千百九十九番地の一、千百九十九番地の三、千百九十九番地の六から千百九十九番地の八まで、千二百八十九番地の三、千三百二十三番地の一、千三百二十三番地の五、千三百二十三番地の六、千三百九十二番地の三、千四百番地、千四百番地の四、千四百番地の五、千四百一番地、千四百一番地の一、千四百二番地の一、千四百二番地の二、千四百三番地、千四百二十六番地の二、千四百二十六番地の三、千四百四十九番地の二、千四百五十九番地の一、千四百五十九番地の三、千五百番地の一、千五百番地の四、千五百番地の五、千五百番地の七、千五百番地の八、千五百番地の十、千五百番地の十四、千五百八十五番地の四及び千五百八十五番地の五、山木戸七丁目五百七十八番地の三、六百番地の二、六百番地の七、千百九十五番地の一、千百九十五番地の三、千百九十六番地、千百九十七番地の一、千二百一番地、千二百二番地の一、千二百二番地の二、千二百三番地から千二百五番地まで、千二百七番地の一、千二百八番地の一、千二百九番地の一、千二百十番地、千二百十一番地の一、千二百十一番地の二、千二百十三番地から千二百十八番地まで、千二百十八番地の一から千二百十八番地の十六まで、千二百十九番地、千二百二十番地、千二百二十一番地の一から千二百二十一番地の三まで、千二百二十二番地から千二百二十五番地まで、千二百二十六番地の一、千二百二十六番地の二、千二百二十七番地、千二百二十八番地、千二百二十九番地の一から千二百三十番地の四まで、千二百三十一番地の一から千二百三十一番地の六まで、千二百三十二番地、千二百三十三番地、千二百三十四番地の一、千二百三十五番地の一から千二百三十五番地の五まで、千二百三十六番地の一、千二百三十六番地の二、千二百三十七番地、千二百三十八番地の一、千二百三十八番地の二、千二百三十九番地、千二百四十番地の一、千二百四十番地の二、千二百四十一番地、千二百四十一番地の一から千二百四十一番地の十まで、千二百四十二番地から千二百五十二番地まで、千二百五十三番地の一、千二百五十三番地の二、千四百十二番地の一から千四百十二番地の三まで、千四百十二番地の六から千四百十二番地の八まで、千四百十三番地、千四百十四番地、千四百八十二番地の一から千四百八十二番地の三まで、千四百八十三番地の一から千四百八十三番地の三まで、千四百八十四番地の一から千四百八十四番地の三まで、千四百八十五番地の一から千四百八十五番地の三まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百八十九番地の一から千四百九十番地

の九まで、千四百九十一番地の二、千五百番地の二、千五百番地の三、千五百番地の九、千五百番地の十一から千五百番地の十四まで、千五百番地の十六から千五百番地の四十三まで、千五百番地の四十六、千五百番地の四十七、千五百五十番地の二、千五百五十一番地の一から千五百五十一番地の四まで、千五百五十二番地、千五百五十三番地の一から千五百五十三番地の三まで、千五百五十四番地、千五百五十五番地の一から千五百五十五番地の五まで、千五百五十六番地、千五百五十七番地、千五百五十八番地の一、千五百五十八番地の二、千五百五十九番地の一、千五百五十九番地の二、千五百六十番地から千五百六十二番地まで、千五百六十三番地の一、千五百六十三番地の三から千五百六十三番地の七まで、千五百六十四番地の二、千五百六十五番地の二、千五百六十六番地の三、千五百八十三番地の一、千五百八十三番地の二、千五百八十六番地の一、千五百八十六番地の二、千五百八十七番地の一から千五百八十七番地の十まで及び千五百八十九番地並びに山木戸八丁目七百六十一番地の二、千二百五十三番地の三、千二百五十三番地の四、千二百五十四番地、千二百五十四番地の一から千二百五十四番地の五まで、千二百五十五番地、千二百五十六番地、千二百五十六番地の一から千二百五十六番地の十まで、千二百五十七番地から千二百五十九番地まで、千二百六十番地の一、千二百六十番地の二、千二百六十一番地から千二百六十九番地まで、千二百七十番地の一、千二百七十番地の二、千二百七十一番地、千二百七十二番地、千二百七十三番地の一、千二百七十三番地の二、千二百七十四番地、千二百七十五番地の一、千二百七十五番地の二、千二百七十六番地、千二百七十七番地、千二百八十一番地、千二百八十一番地の一、千二百八十二番地の一、千二百八十二番地の二、千二百八十三番地、千二百八十四番地、千二百八十五番地の一、千二百八十五番地の二、千二百八十六番地、千二百八十七番地の一、千二百八十七番地の二、千二百九十番地、千二百九十一番地、千二百九十三番地から千二百九十五番地まで、千二百九十六番地の一、千二百九十六番地の二、千二百九十七番地の一から千二百九十七番地の六まで、千二百九十七番地の八から千二百九十七番地の三十五まで、千二百九十七番地の三十八から千二百九十七番地の四十二まで、千二百九十九番地の一から千二百九十九番地の三まで、千三百番地の一、千三百番地の五、千三百番地の八、千三百番地の十、千三百番地の十一、千三百一番地、千三百一番地の一から千三百一番地の九まで、千三百二番地、千三百二番地の二から千三百二番地の四まで、千三百二番地の六、千三百三番地の一、千三百三番地の三、千三百四番地の一、千三百五番地、千三百五番地の一から千三百五番地の三まで、千三百九番地から千三百十一番地まで、千三百十二番地の一、千三百十二番地の二、千三百二十番地から千三百二十二番地まで、千三百二十三番地の三、千三百二十三番地の四、千三百二十四番地の四、千三百二十四番地の五、千三百二十四番地の九、千三百二十六番地の

の九まで、千四百九十一番地の二、千五百番地の二、千五百番地の三、千五百番地の九、千五百番地の十一から千五百番地の十四まで、千五百番地の十六から千五百番地の四十三まで、千五百番地の四十六、千五百番地の四十七、千五百五十番地の二、千五百五十一番地の一から千五百五十一番地の四まで、千五百五十二番地、千五百五十三番地の一から千五百五十三番地の三まで、千五百五十四番地、千五百五十五番地の一から千五百五十五番地の五まで、千五百五十六番地、千五百五十七番地、千五百五十八番地の一、千五百五十八番地の二、千五百五十九番地の一、千五百五十九番地の二、千五百六十番地から千五百六十二番地まで、千五百六十三番地の一、千五百六十三番地の三から千五百六十三番地の七まで、千五百六十四番地の二、千五百六十五番地の二、千五百六十六番地の三、千五百八十三番地の一、千五百八十三番地の二、千五百八十六番地の一、千五百八十六番地の二、千五百八十七番地の一から千五百八十七番地の十まで及び千五百八十九番地、山木戸八丁目七百六十一番地の二、千二百五十三番地の三、千二百五十三番地の四、千二百五十四番地、千二百五十四番地の一から千二百五十四番地の五まで、千二百五十五番地、千二百五十六番地、千二百五十六番地の一から千二百五十六番地の十六まで、千二百五十七番地から千二百五十九番地まで、千二百六十番地の一、千二百六十番地の二、千二百六十一番地から千二百六十九番地まで、千二百七十番地の一、千二百七十番地の二、千二百七十一番地、千二百七十二番地、千二百七十三番地の一、千二百七十三番地の二、千二百七十四番地、千二百七十五番地の一、千二百七十五番地の二、千二百七十六番地、千二百七十七番地、千二百八十一番地、千二百八十一番地の一、千二百八十二番地の一、千二百八十二番地の二、千二百八十三番地、千二百八十四番地、千二百八十五番地の一、千二百八十五番地の二、千二百八十六番地、千二百八十七番地の一、千二百八十七番地の二、千二百九十番地、千二百九十一番地、千二百九十三番地から千二百九十五番地まで、千二百九十六番地の一、千二百九十六番地の二、千二百九十七番地の一から千二百九十七番地の六まで、千二百九十七番地の八から千二百九十七番地の三十五まで、千二百九十七番地の三十八から千二百九十七番地の四十二まで、千二百九十九番地の一から千二百九十九番地の三まで、千三百番地の一、千三百番地の五、千三百番地の八、千三百番地の十、千三百番地の十一、千三百一番地、千三百一番地の一から千三百一番地の九まで、千三百二番地、千三百二番地の二から千三百二番地の四まで、千三百二番地の六、千三百三番地の一、千三百三番地の三、千三百四番地の一、千三百五番地、千三百五番地の一から千三百五番地の三まで、千三百九番地から千三百十一番地まで、千三百十二番地の一、千三百十二番地の二、千三百二十番地から千三百二十二番地まで、千三百二十三番地の三、千三百二十三番地の四、千三百二十四番地の四、千三百二十四番地の五、千三百二十四番地の九、千三百二十六番地の

三、千三百二十七番地の二から千三百二十七番地の四まで、千三百二十七番地の七、千三百二十七番地の九、千三百二十七番地の十、千三百二十七番地の十五、千三百二十七番地の十九、千三百二十八番地の一から千三百二十八番地の六まで、千三百二十八番地の九、千三百二十九番地の一から千三百二十九番地の七まで、千三百三十番地の一から千三百三十番地の五まで、千三百三十一番地の一から千三百三十一番地の三まで、千三百三十二番地の一から千三百三十二番地の三まで、千三百三十三番地の一から千三百三十三番地の四十七まで、千三百三十四番地、千三百三十五番地の一、千三百三十五番地の二、千三百三十六番地の一、千三百三十六番地の二、千三百三十七番地の一から千三百三十七番地の六まで、千三百三十八番地、千三百三十九番地の一から千三百三十九番地の九まで、千三百四十番地、千三百四十一番地、千三百四十二番地の一、千三百四十二番地の二、千三百四十三番地の二から千三百四十三番地の二十二まで、千三百四十三番地の二十四から千三百四十三番地の二十七まで、千三百四十四番地の一、千三百四十五番地の一、千三百四十六番地の一、千三百四十七番地の一、千三百四十八番地の一、千三百四十八番地の二、千三百四十九番地から千三百五十一番地まで、千三百五十二番地の一、千三百五十二番地の二、千三百五十三番地の一、千三百五十三番地の二、千三百五十四番地の一、千三百五十四番地の二、千三百五十五番地の一、千三百五十五番地の二、千三百五十六番地、千三百五十六番地の一、千三百五十七番地の一、千三百五十七番地の二、千三百五十八番地から千三百六十番地まで、千三百七十九番地から千三百八十四番地まで、千三百八十五番地の一から千三百八十五番地の四まで、千三百八十六番地の一から千三百八十六番地の二十まで、千三百八十七番地、千三百八十七番地の二、千三百八十八番地から千三百九十一番地まで、千四百三番地から千四百九番地まで、千四百十番地の一、千四百十番地の二、千四百十一番地の一から千四百十一番地の三まで、千四百十二番地の四、千四百二十六番地の三及び千五百三十七番地の二の区域

［二十六～二十九　略］

三十　伏木地区

富山県高岡市伏木磯町十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の六まで、二十番地の一から二十番地の三まで、三十三番地の一、三十三番地の二、三十四番地から三十六番地まで、三十八番地、四十番地、四十二番地の一から四十二番地の七まで、四十三番地の一から四十三番地の六まで、七十五番地の一、七十五番地の三十三から七十五番地の四十まで、七十五番地の百十一、七十五番地の百十三、七十五番地の二から千三百二十七番地の四まで、千三百二十七番地の七、千三百二十七番地の九、千三百二十七番地の十、千三百二十七番地の十五、千三百二十七番地の十九、千三百二十八番地の一から千三百二十八番地の六まで、千三百二十八番地の九、千三百二十九番地の一から千三百二十九番地の七まで、千三百三十番地の一から千三百三十番地の五まで、千三百三十一番地の一から千三百三十一番地の三まで、千三百三十二番地の一から千三百三十二番地の三まで、千三百三十三番地の一から千三百三十三番地の四十七まで、千三百三十四番地、千三百三十五番地の一、千三百三十五番地の二、千三百三十六番地の一、千三百三十六番地の二、千三百三十七番地の一から千三百三十七番地の六まで、千三百三十八番地、千三百三十九番地の一から千三百三十九番地の九まで、千三百四十番地、千三百四十一番地、千三百四十二番地の一、千三百四十二番地の二、千三百四十三番地の二から千三百四十三番地の二十二まで、千三百四十三番地の二十四から千三百四十三番地の二十七まで、千三百四十四番地の一、千三百四十五番地の一、千三百四十六番地の一、千三百四十七番地の一、千三百四十八番地の一、千三百四十八番地の二、千三百四十九番地から千三百五十一番地まで、千三百五十二番地の一、千三百五十二番地の二、千三百五十三番地の一、千三百五十三番地の二、千三百五十四番地の一、千三百五十四番地の二、千三百五十五番地の一、千三百五十五番地の二、千三百五十六番地、千三百五十六番地の一、千三百五十七番地の一、千三百五十七番地の二、千三百五十八番地から千三百六十番地まで、千三百七十九番地から千三百八十四番地まで、千三百八十五番地の一から千三百八十五番地の四まで、千三百八十六番地の一から千三百八十六番地の二十まで、千三百八十七番地、千三百八十七番地の二、千三百八十八番地から千三百九十一番地まで、千四百三番地から千四百九番地まで、千四百十番地の一、千四百十番地の二、千四百十一番地の一から千四百十一番地の三まで、千四百十二番地の四、千四百二十六番地の三及び千五百三十七番地の二並びに中央区山木戸八百九十七番地の一から八百九十七番地の四まで、八百九十七番地の八、八百九十七番地の十四から八百九十七番地の十六まで、八百九十七番地の十八及び九百六十五番地の一から九百六十五番地の七までの区域

［二十六～二十九　同上］

三十　伏木地区

富山県高岡市伏木磯町十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の六まで、二十番地の一から二十番地の三まで、三十三番地から三十六番地まで、三十八番地、四十番地、四十二番地の一から四十二番地の七まで、四十三番地の一から四十三番地の六まで、七十五番地の一、七十五番地の三十三から七十五番地の四十まで、七十五番地の百十一、七十五番地の百十三、七十五番地の百二十、七十五

番地の百二十、七十五番地の百二十四、七十六番地の三十八、七十六番地の三十九、七十七番地の四十から七十七番地の四十三まで及び七十八番地の二十三から七十八番地の二十七まで並びにこれらに隣接する護岸並びに伏木湊町七十六番地の九十六、七十七番地の九十二、七十七番地の九十四から七十七番地の九十七まで、七十七番地の百、七十七番地の百九、七十七番地の百十、七十八番地の三十七及び七十八番地の八十五の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［三十一～三十四　略］

三十五　衣浦地区

イ　愛知県碧南市の次の区域

［(1)　略］

(2)　港南町二丁目一番一、一番二、二番、八番一から八番八まで、八番十から八番二十六まで、九番、十番、十二番及び十三番の区域

［ロ　略］

［三十六・三十七　略］

三十八　大阪北港地区

大阪府大阪市此花区西島五丁目十一番及び西島五丁目のうち淀川に隣接する道路、春日出中三丁目百四十七番の二、百五十一番の三、百五十一番の六から百五十一番の八まで、百五十一番の二十三、百五十一番の二十六から百五十一番の三十まで、百五十一番の三十二、百五十一番の四十三、百五十一番の四十九、百五十一番の五十、百五十一番の五百三十一、百五十一番の五百四十四から百五十一番の五百四十六まで、百五十一番の五百五十七、百五十一番の五百六十三から百五十一番の五百六十六まで、百九十九番の二、百九十九番の三、二百七十八番の三、三百五十番の一、三百五十番の二十二、三百八十九番の一及び四百八十五番、春日出南三丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋一丁目（準工業地域を除く。）、島屋二丁目の住友電気工業株式会社及び日本製鉄株式会社工場敷地、島屋五丁目（準工業地域を除く。）、島屋六丁目（商業地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する地域をいう。）及び準工業地域を除く。）、桜島二丁目（準工業地域を除く。）、桜島三丁目一番及び二番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

三十九　堺泉北臨海地区

イ　大阪府堺市の次の区域

［(1)・(2)　略］

(3)　堺区大浜西町（漁港区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項の規定により指定された区域をいう。以下同じ。）並びに府道大阪臨海線のうち大浜公園に隣接する区間、十九番の六、二十番の四、二十番の六、二十番

番地の百二十、七十五番地の百二十四、七十六番地の三十八、七十六番地の三十九、七十七番地の四十から七十七番地の四十三まで及び七十八番地の二十三から七十八番地の二十七まで並びにこれらに隣接する護岸並びに伏木湊町七十六番地の九十六、七十七番地の九十二、七十七番地の九十四から七十七番地の九十七まで、七十七番地の百、七十七番地の百九、七十七番地の百十、七十八番地の三十七及び七十八番地の八十五の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［三十一～三十四　略］

三十五　衣浦地区

イ　愛知県碧南市の次の区域

［(1)　略］

(2)　港南町二丁目一番一、一番二、二番、八番一から八番八まで、八番十から八番二十六まで、九番、十番、十二番及び十三番の区域

［ロ　略］

［三十六・三十七　略］

三十八　大阪北港地区

大阪府大阪市此花区西島五丁目十一番及び西島五丁目のうち淀川に隣接する道路、春日出中三丁目百四十七番の二、百五十一番の三、百五十一番の六から百五十一番の八まで、百五十一番の二十三、百五十一番の二十六から百五十一番の三十まで、百五十一番の三十二、百五十一番の四十三、百五十一番の四十九、百五十一番の五十、百五十一番の五百三十一、百五十一番の五百四十四から百五十一番の五百四十六まで、百五十一番の五百五十七、百五十一番の五百六十三から百五十一番の五百六十六まで、百九十九番の二、百九十九番の三、二百七十八番の三、三百五十番の一、三百五十番の二十二、三百八十九番の一及び四百八十五番、春日出南三丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋一丁目（準工業地域を除く。）、島屋二丁目の住友電気工業株式会社及び日本製鉄株式会社工場敷地、島屋五丁目（準工業地域を除く。）、島屋六丁目（商業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。）及び準工業地域を除く。）、桜島二丁目（準工業地域を除く。）、桜島三丁目一番及び二番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

三十九　堺泉北臨海地区

イ　大阪府堺市の次の区域

［(1)・(2)　同上］

(3)　堺区大浜西町（漁港区域（漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条第一項に規定する区域をいう。以下同じ。）並びに府道大阪臨海線のうち大浜公園に隣接する区間、十九番の六、二十番の四、二十番の六、二十番の八及び二十一番の二以東を除く。）の区

の八及び二十一番の二以東を除く。）の区域

⑷・⑸　略］

［ロ・ハ　略］

四十　略］

四十一　神戸地区

兵庫県神戸市の次の区域

⑴～⑶　略］

⑷　長田区駒ケ林南町並びに須磨区外浜町一丁目及び外浜町三丁目のうち工業専用地域の区域並びに長田区浪松町六丁目のうち工業地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する地域をいう。）の区域

［四十二・四十三　略］

四十四　削除

［四十五～五十六　略］

五十七　番の州地区

香川県坂出市の次の区域

⑴・⑵　略］

⑶　番の州町一番地の一から一番地の三まで、二番地、二番地の二、三番地から五番地までの、六番地の一、七番地の一から七番地の七まで、八番地の一から八番地の七まで、九番地、十番地の一から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十から十番地の四十八まで、十二番地の一から十二番地の十四まで、十三番地の一から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の一、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の一、十九番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の一、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

⑷　略］

［五十八～六十七　略］

六十八　大分地区

大分県大分市大字日吉原一番の六、大字青崎四番の一、大字一の洲一番の一、二番の一及び二番の三、大字小中島字中島千二百番の一、千二百番の八及び千八百六十一番、大字三佐字浜

域

⑷・⑸　同上］

［ロ・ハ　同上］

四十一　神戸地区

兵庫県神戸市の次の区域

⑴～⑶　同上］

⑷　長田区駒ケ林南町並びに須磨区外浜町一丁目及び外浜町三丁目のうち工業専用地域の区域並びに長田区浪松町六丁目のうち工業地域（都市計画法第九条第十一項に規定する地域をいう。）の区域

［四十二・四十三　同上］

四十四　赤穂地区

兵庫県赤穂市加里屋字東沖手千六十番三から千六十番九まで、千六十二番、千六十二番四、千六十二番五、千六十二番十一、千六十二番十二、千六十四番二、千六十七番二、千六十八番二、三千七十五番三から三千七十五番六まで、三千七十七番四から三千七十七番六まで、三千七十八番二及び三千七十九番から三千八十一番まで、字江戸千九十六番一並びに字沖手千四十二番一の区域

［四十五～五十六　同上］

五十七　番の州地区

香川県坂出市の次の区域

⑴・⑵　同上］

⑶　番の州町一番地の一から一番地の三まで、二番地、二番地の二、三番地から五番地までの、六番地の一、七番地の一から七番地の七まで、八番地の一から八番地の七まで、九番地、十番地の一から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十から十番地の四十八まで、十二番地の一から十二番地の十三まで、十三番地の一から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の一、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の一、十九番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の一、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

⑷　同上］

［五十八～六十七　同上］

六十八　大分地区

大分県大分市大字日吉原一番の六、大字青崎四番の一、大字一ノ洲一番の一、一番の二、二番の一及び二番の三、大字家島字一本木三十五番の二、四十四番、七十三番の一及び七十三番

新地千七百二十一番の二並びに字仲洲二千六百番、二千六百四十五番、二千七百番、二千七百五十番、二千七百六十番、二千七百八十三番、二千七百九十番、二千八百七十二番及び二千八百七十三番、大字鶴崎字西浜千八百二十五番、字塩田千八百五十番、字田ノ上千九百番の一、字向島千九百九十番の一、字家形二千四百三十番、字前田二千五百二十番、字平素麺二千六百番、字池田二千九百十八番の一、字長畑二千九百二十番の一、二千九百二十番の二及び二千九百二十番の十、字八反田二千九百六十番の一から二千九百六十番の五まで、字芳原三千番、字前川三千五十番並びに字新堀三千百番の一、三千百番の五及び三千百番の六並びに大字中ノ洲一番の一、二番の一から二番の三十三まで、二番の三十五から二番の四十一まで、二番の四十七から二番の六十二まで、二番の六十四から二番の八十八まで、三番の一から三番の四まで、四番、五番の一から五番の三まで、六番の一及び六番の二の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［六十九～七十四　略］

の二、字城ノ内百七十九番の一、百八十五番の三、百九十一番の二及び二百六番の二、字渡場二百二十二番の一、二百三十二番、二百四十四番及び三百四十九番の四、字横合三百四十八番の一、三百四十八番の二、三百四十九番の一から三百四十九番の三まで及び三百五十番、字上西川三百五十二番の一、三百七十九番の二、三百七十九番の三及び四百十六番の一、字東松浦千百十一番の一、千百二十番の一及び千百二十番の五、字内中洲千百六十五番の一、千百七十五番及び千百八十八番の一、字東中洲千百九十二番の四、千二百五十八番の三及び千二百五十九番の二及び字飛島千七百三番、大字小中島字新田五百四番の一、五百四番の四、五百四十六番の一、五百四十八番の一、五百五十一番の一及び五百六十二番の一、字江ノ道八百七十二番の一、八百七十二番の八、八百七十二番の十、八百八十二番の二、八百八十八番の一、八百八十八番の十一、九百三十五番の二、九百三十八番の一、九百四十五番、九百四十六番の一、九百六十一番、九百六十六番、九百八十番、九百八十五番、九百九十四番、千二番、千五番、千十二番の一、千十二番の二、千三十六番、千五十一番、千五十三番の一、千五十三番の八から千五十三番の十まで、千五十四番の十二、千七十七番の二、千七十七番の三、千九十一番の一、千九十四番、千百十六番、千百十八番の二、千百二十番の十二、千百五十三番の二、千百五十四番の二及び千八百六十番の一並びに字中島千二百番の一、千二百番の八及び千八百六十一番、大字三佐字浜新地千七百二十一番の二並びに字仲洲二千六百番、二千六百四十五番、二千七百番、二千七百五十番、二千七百六十番、二千七百八十三番、二千七百九十番、二千八百七十二番及び二千八百七十三番、大字鶴崎字西浜千八百二十五番、字塩田千八百五十番、字田ノ上千九百番の一、字向島千九百九十番の一、字家形二千四百三十番、字前田二千五百二十番、字平素麺二千六百番、字池田二千九百十八番の一、字長畑二千九百二十番の一、二千九百二十番の二及び二千九百二十番の十、字八反田二千九百六十番の一から二千九百六十番の五まで、字芳原三千番、字前川三千五十番並びに字新堀三千百番の一、三千百番の五及び三千百番の六並びに大字中ノ洲一番の一、二番の一から二番の三十三まで、二番の三十五から二番の四十一まで、二番の四十七から二番の六十二まで、二番の六十四から二番の八十八まで、三番の一から三番の四まで、四番、五番の一から五番の三まで、六番の一及び六番の二の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［六十九～七十四　同上］

備考　表中の［　］及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線の記載は注記である。